

平成 18 年 2 月 定例会（第 278 回）
3 月 24 日

[今井光子議員代表質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

「医療制度改革」における難病患者等長期治療を必要とする患者への対応に関する意見書（案）

平成18年 2月 定例会（第278回）

平成十八年

第二百七十八回定例奈良県議会会議録 第七号

二月

平成十八年三月二十四日（金曜日）午後一時十分開議

由本知己・北中路子速記

出席議員（四十五名）

一番 欠員	二番 吉田勝亮
三番 井岡正徳	四番 奥山博康
五番 浅川清仁	六番 上村庄三郎
七番 森山賀文	八番 山村幸穂
九番 田中美智子	一〇番 今井光子
一一番 欠員	一二番 山本進章
一三番 中野雅史	一四番 笹尾保博
一五番 神田加津代	一六番 菅野泰功
一七番 上田 悟	一八番 田中惟允
一九番 藤本昭広	二〇番 畠 真夕美
二一番 上松正知	二二番 欠員
二三番 粒谷友示	二四番 荻田義雄
二五番 中辻寿喜	二六番 安井宏一
二七番 丸野智彦	二八番 辻本黎士
二九番 吉川隆志	三〇番 岩城 明
三一番 田尻 匠	三二番 高柳忠夫
三三番 岩田国夫	三四番 国中憲治
三五番 秋本登志嗣	三六番 小泉米造
三七番 飯田 正	三八番 米田忠則
三九番 松井正剛	四〇番 出口武男
四一番 新谷紘一	四二番 小林 喬
四三番 服部恵竜	四四番 山下 力
四五番 山本保幸	四六番 中村 昭
四七番 梶川虔二	四八番 川口正志

議事日程

一、平成十八年度議案、議第一号から議第五十号、及び平成十七年度議案、議第一百一号から議第百九号及び報第二十六号から報第二十八号、並びに請願第十二号、請願第十七号及び請願第十八号

一、意見書等決議

一、追加議案の上程と同採決

一、議員派遣の件

○議長（秋本登志嗣） これより本日の会議を開きます。

○議長（秋本登志嗣） この際、お諮りします。

意見書等決議、追加議案の上程と同採決、並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（秋本登志嗣） 平成十八年度議案、議第一号から議第四十九号、及び平成十七年度議案、議第一百一号から議第百八号、報第二十六号から報第二十八号、及び請願第十七号、請願第十八号、並びに去る十一月定例会より継続審査に付されておりました請願第十二号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――三十九番松井正剛議員。

◆三十九番（松井正剛） （登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る三月十日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成十八年度奈良県一般会計予算」、「平成十八年度奈良県立医科大学費特別会計予算」案ほか十五特別会計予算案及び条例その他の議案並びに「平成十七年度奈良県一般会計補正予算（第五号）」、「平成十七年度奈良県立医科大学費特別会計補正予算（第一号）」案ほか四特別会計補正予算案及びその他の議案について、議会の持つ審査・監視機能の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事者の出席のもと、六日間にわたり鋭意調査並びに審査を行ったところであります。その経過と結果の概要につきまして、順次申し述べることといたします。

まず、平成十八年度一般会計及び特別会計予算案、すなわち議第一号から議第十七号についてであります。歳入面では、「三位一体の改革」による国庫補助負担金の減少等による影響額と、所得譲与税による措置額との差額が十九億円のマイナスとなるほか、地方交付税と臨時財政対策債との合計額についても、本年度当初予算に対して七十一億円の大幅な減少となりました。また、県税収入の増加は減税補てん特例交付金等の減少と相殺する

と七億円の増に留まるものと見込まれ、全体として、本年度当初予算と比べ八十三億円の財源の減少となりました。既に十六年度に二百五十三億円、十七年度に五十九億円、財源が減少しており、三年間で三百九十五億円もの財源が減少することとなっております。

歳出面では、自然増、制度改正増ともに多額に及ぶ福祉、健康分野をはじめ、教育、安全・安心、環境、文化、産業、基盤整備などの各分野において引き続き相当額の財政需要が見込まれ、著しい財源不足が生じることとなりました。

このため、「新行財政改革大綱」「第二次新行財政改革実施計画」「財政健全化指針」等への取り組みを一層強めることを基本に、財政特別点検などにより、県行政全般にわたって徹底した見直しを実施されたところであります。すなわち、人件費では、退職者の大幅増により退職手当は増加しますが、給与構造改革の実施とともに、引き続き自主的な給与抑制と職員定数の削減に努めることとされ、また、公債費についても平準化措置を継続するほか、事務事業評価による見直し、マイナスシーリング、施策・事業の重点化など、特別会計も含めて歳出面での幅広い合理化を進められたところであります。さらに、なお不足する財源については、財源対策債や地域再生事業債、退職手当債を発行するとともに、財政調整基金及び県債管理基金を合計百五十億円取り崩すことにより、収支の均衡を図られたところであります。

このような財政環境下ではありますが、「やまと二十一世紀ビジョン」及び同実施計画をもとに、「安心」「元気」「誇り」「憩い」「未来」「地域経営」の六つの基本テーマに沿って、「平城遷都一三〇〇年」に向けた取り組み、観光戦略の具体化、災害対策などの安全・安心施策の充実をはじめ、県政各分野の諸政策課題に最大限の取り組みを行われ、新年度予算案を編成されたことは、評価に値するところであります。

結果として、新年度の一般会計の予算案は、四千六百十九億三千三百万円、本年度当初予算に対して、三・六%の減となったのであります。なお、一般会計、特別会計及び企業会計の十七会計を合計いたしますと、六千九百九十九億七千八百万円となります。

また、平成十八年度の残余の議案、すなわち議第十八号から議第四十九号についてであります。これらは主として予算案に関連して、必要とする条例の制定及び改正案等であり、いずれも適切なものであるとの結論に達しました。

次に、平成十七年度議案について申し上げます。

議第一百一号から議第百六号の一般会計補正予算案及び特別会計補正予算案については、県施設・民間施設におけるアスベスト除去事業、JR奈良駅付近連続立体交差事業、鳥インフルエンザ防疫対策などの国補正予算関連事業のほか、諸般の事情あるいは各種事業の執行を見通した補正措置であります。また、平成十七年度の残余の議案、すなわち議第七号及び議第百八号、報第二十六号から報第二十八号は補正予算案に関連して、当面必要とされる条例の制定など、いずれも適切な措置であるとの結論を得たところであります。

次に、採決の結果を申し上げます。

民主党委員及び日本共産党委員ほかから、平成十八年度議案、議第四十五号奈良県少年補導に関する条例については、条例制定の手續が拙速であること、子どもの人権侵害につながる可能性があることなどの理由により、反対であるとの意見の開陳があり、また、日本共産党委員から、平成十八年度議案、議第一号については、県民の福祉や教育を切り捨てる予算案であること、議第十八号については、県立学校の授業料等の引き上げが含まれていること、議第二十号については、職員の定数減となること、議第二十三号、議第二十五号及び議第二十七号については、職員の給与等が減額されること、議第二十八号、議第三十一号、議第四十号及び議第四十一号については、県民サービスの低下につながること、議第四十二号については、奨励金貸与は続けるべきであること、平成十七年度議案、議第百八号については、岩井川ダムは不必要であるとの理由により、それぞれ反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもって、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、残余の議案、すなわち平成十八年度議案、議第二号から議第十七号、議第十九号、議第二十一号、議第二十二号、議第二十四号、議第二十六号、議第二十九号、議第三十号、議第三十二号から議第三十九号、議第四十三号、議第四十四号及び議第四十六号から議第四十九号並びに平成十七年度議案、議第百一号から議第百七号及び報第二十七号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決または承認することに決しました。また報第二十六号及び報第二十八号については、理事者から詳細な報告を受けたところでありませぬ。

なお、自由民主党委員等から、平成十八年度議案、議第四十五号奈良県少年補導に関する条例については、警察職員への指導を徹底し、不登校児童生徒など子どもの人権に配慮しつつ、条例の適正な運用に努められるよう要望があったことを特に申し添えておきます。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳がありました事項のうち、理事者の答弁によりおおむね了承されました事項については、本報告で申し上げることを省略することとしました。なお、次に列挙する事項については、これらが実現されるよう強く要望するものであります。

- 一 アスベスト関連など、長期にわたり県民の健康・安全にかかわる文書の保存年限について、検討を加えられたいこと。
- 一 パブリックコメント手続きについて、なお一層の県民への周知に努めるとともに、確固たる制度として、その信頼性や実効性を確保されたいこと。
- 一 市町村合併推進構想を早期に策定し、勧告も視野に入れつつ、文化遺産の重要地域である高市郡を含めた本県における合併の推進に努められたいこと。
- 一 救命救急士については、協力病院との連携を強化し、その養成等実施体制の充実に努め、除細動、気管挿管及び平成十八年度開始予定の薬剤投与にも積極的に取り組まれたいこと。

一 万葉文化館については、指定管理者制度導入にあたり、効率的な運営や様々な取り組みを展開することにより、入館者の増加に努められたいこと。

一 平城遷都一三〇〇年記念事業は、平城宮跡にある遺構の保存と活用整備のバランスを図りながら進めるとともに、市町村と十分連携し、県内全域にわたる広域的な展開を進められたいこと。

一 学研高山第二工区の整備にあたっては、関西の都市再生に寄与する国家プロジェクトであり、その必要性を説明し、県民の理解を得られるよう努められたいこと。

一 障害者自立支援法の施行に伴い、市町村で一元的に提供することとなるサービスが障害の実態にあった適切なものとなるよう支援するとともに、サービス基盤の整備にかかる財源確保など制度の充実に向けて、国に要望されたいこと。また、高次脳機能障害者の実態把握にあたっては、障害者団体等の意見も聞き、調査されたいこと。

一 児童虐待については、児童相談の一義的窓口である市町村での相談体制が向上するよう支援されたいこと。

一 小児救急医療については、二次救急の輪番病院への患者集中を回避するため、一次救急や小児科医による電話相談等をより一層周知するなど、小児救急医療システムが十分機能するように努められたいこと。

あわせて、県内の小児科・産婦人科などの医師の不足に対しては、県としてより一層の確保に努められたいこと。

一 医大附属病院及び県立病院において、今後も患者の視点に立った、きめ細かなインフォームドコンセントに努められたいこと。また、医薬分業をなお一層進められたいこと。

一 医大の精神医療総合センターの本年九月の運用開始にあたっては、運営等に万全を期し、本県における精神科救急医療システムの中核的機能を果たされたいこと。

一 次世代育成支援にあたっては、男性の育児休業取得が重要であり、県においても特定事業主として策定された行動計画に基づき、県職員が率先して取得できる環境づくりに、より積極的に取り組まれたいこと。

一 フリーター、ニートと呼ばれる若者や障害者の就業支援にあたり、その実態把握に努めるとともに、関係機関との連携を強めながら、相談体制や労働法制の広報などにより、さらに充実を図られたいこと。

一 平成十八年度以降五年間で一〇〇社の企業立地に向けて、体制の整備、施策の工夫を図るとともに、企業ニーズに対する情報提供等の迅速な対応を行うこと。あわせて、県内企業の県外転出を防ぐための取り組みにも努められたいこと。

一 森林環境税の導入にあたっては、その意義や用途について県民に十分な周知徹底を図るとともに、その活用にあたっては、強度の間伐はもとより、里山林の整備や森林環境教育の推進に今後も配意されたいこと。また、森林ボランティア活動を目指す企業などが、相談できる仕組みを検討されたいこと。

- 一 奈良のうまいものづくりや特産品ブランドづくりの推進にあたっては、昔からある地域の伝統的な郷土料理や奈良らしいネーミングを取り入れるとともに、開発した大和肉鶏等の特産品を積極的にPRし、販売の促進を図られたいこと。
- 一 建築物の耐震化知識を普及啓発するとともに、マンションを含む民間の建築物に対する耐震診断の支援を市町村と連携しながら積極的に進められたいこと。また、耐震改修促進計画策定にあたっては県民の声を反映されたいこと。
- 一 多くの観光客を迎える平城遷都一三〇〇年記念事業も視野に入れて、第二阪奈有料道路にETCの設置を検討されたいこと。
- 一 県における南北の幹線道路の一つである大和中央道の未着手区間については、その事業の進め方について、早期に検討されたいこと。
- 一 県住宅供給公社等が長期にわたり保有する未利用地の処分については、早急にこれに取り組むとともに、公社の今後のあり方についても検討されたいこと。
- 一 地震等の災害時に備え、県民生活に不可欠なライフラインである水道施設の耐震化を図るとともに、市町村の迅速な給水活動を支援するための応急給水栓等の整備を進められたいこと。
- 一 新設する三部制単位制高校は、その特色を生かして、不登校生徒や中途退学者、働きながら学ぶ社会人等の幅広い生徒を受け入れるよう取り組まれたいこと。
- 一 教職員の退職・採用見通しに応じ、より適正な人員配置に努めるとともに、今日的課題に的確に対応できるよう、教員の資質向上に向けた取り組みをさらに推進されたいこと。
- 一 放置車両確認事務の一部民間委託にあたっては、該当地域、時間帯等のガイドラインを定めるとともに、住民への周知に努め、実効性のあるものとされたいこと。

以上が、予算審査特別委員会の報告であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋本登志嗣） 次に、所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託しました請願、並びに去る十一月定例県議会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長及び議会運営委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。――二十七番丸野智彦議員。

◆二十七番（丸野智彦） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十六条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋本登志嗣） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――三十二番高柳忠夫議員。

◆三十二番（高柳忠夫） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋本登志嗣） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一三十六番小泉米造議員。

◆三十六番（小泉米造） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（秋本登志嗣） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一四十八番川口正志議員。

◆四十八番（川口正志） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る三月六日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月七日に委員会を開催し、付託されました請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第十七号「熊野川濁水対策、環境保全改善に関する請願書」につきましては、全会一致をもちまして、採択とすることに決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋本登志嗣） 次に、文教委員長の報告を求めます。一一二十五番中辻寿喜議員。

◆二十五番（中辻寿喜） （登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉

会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋本登志嗣） 次に、議会運営委員長の報告を求めます。――二十四番荻田義雄議員。

◆二十四番（荻田義雄） （登壇）議会運営委員会のご報告を申し上げます。

去る三月六日の本会議におきまして議会運営委員会に付託を受けました請願、及び先の定例会より継続審査とされておりました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月七日に委員会を開催し、請願二件につきまして、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第十二号「奈良市と添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との編入合併に伴い奈良県議会議員の選挙区について合併特例法第十五条第一項の特例を適用しない事を求める請願書」、及び請願第十八号「奈良県議会議員の山辺郡選挙区存続を求める請願書」につきましては、慎重に審査する必要がありますので、全会一致をもちまして、継続審査とすることに決しました。

よって、地方自治法第百九条の二第四項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、議会運営委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（秋本登志嗣） 委員長報告に対する質疑、討論を省略し、これより採決に入ります。

まず、平成十八年度議案、議第四十五号について、起立により採決します。

本案については、予算審査特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

次に、平成十八年度議案、議第一号、議第十八号、議第二十号、議第二十三号、議第二十五号、議第二十七号、議第二十八号、議第三十一号、議第四十号から議第四十二号、及び平成十七年度議案、議第百八号について、起立により採決します。

以上の議案を、予算審査特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案十二件については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。
お諮りします。

平成十八年度議案、議第二号から議第十七号、議第十九号、議第二十一号、議第二十二号、議第二十四号、議第二十六号、議第二十九号、議第三十号、議第三十二号から議第三十九号、議第四十三号、議第四十四号、議第四十六号から議第四十九号、及び平成十七年度議案、議第一百一号から議第一百七号、報第二十六号から報第二十八号については、予算審査特別委員長報告どおりに、請願第十二号、請願第十七号及び請願第十八号、並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告及び議会運営委員長報告どおりに、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおり決しました。

○議長（秋本登志嗣） 次に、五番浅川清仁議員より、意見書第一号、平城遷都一三〇〇年記念事業の推進に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、浅川清仁議員に趣旨弁明を求めます。――五番浅川清仁議員。

◆五番（浅川清仁）（登壇）意見書第一号、平城遷都一三〇〇年記念事業の推進に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第一号

平城遷都一三〇〇年記念事業の推進に関する意見書（案）

西暦二〇一〇年、日本で初めての大規模な国際首都である平城京が誕生してから一三〇〇年という記念すべき年を迎える。

この二〇一〇年に、平城京誕生の地である奈良県を中心に「歴史文化との対話と交流」をテーマとして開催される平城遷都一三〇〇年記念事業は、日本の歴史文化を国内外に発信するとともに、国際平和に向けた文化の多様性への理解や認識を国際社会に呼びかける機会となるものであり、文化による国際協力の魁となる取り組みである。

さらに、この平城遷都一三〇〇年記念事業の実施は、世界遺産や文化財の集積地である関西全体の魅力を余すことなく国の内外に情報発信し、政府が進める「観光立国行動計画」の推進に大きく寄与するものであり、その文化的、経済的意義は、我が国にとって極めて大きいものとなる。

よって、国におかれては、この平城遷都一三〇〇年記念事業推進のため、次の事項について特段の配慮を図られるよう強く要望する。

1 平城遷都一三〇〇年記念事業を、国家的、国民的なプロジェクトとして位置付け、事業への積極的な参画、全面的な協力・支援を行うこと。

2 西暦二〇一〇年に向けて「第一次大極殿正殿」復原の早期完成のため、必要な事業費を確保すること。

3 歴史を体験的に学び、文化創造や交流の拠点となるよう、平城宮跡の整備、および創造的活用を促進すること。

4 平城遷都一三〇〇年記念事業における円滑な交通を確保するため、京奈和自動車道等の幹線道路や、JR奈良駅付近立体交差事業及び周辺街路事業などの整備を促進すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年三月二十四日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（秋本登志嗣） 二十一番上松正知議員。

◆二十一番（上松正知） ただいま浅川清仁議員から提案されました意見書第一号、平城遷都一三〇〇年記念事業の推進に関する意見書案に賛成いたします。

○議長（秋本登志嗣） 三十三番岩田国夫議員。

◆三十三番（岩田国夫） ただいま浅川清仁議員から提案されました意見書第一号、平城遷都一三〇〇年記念事業の推進に関する意見書案に賛成します。

○議長（秋本登志嗣） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第一号については、五番浅川清仁議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（秋本登志嗣） 次に、二十四番荻田義雄議員より、意見書第二号、「医療制度改革」における難病患者等長期治療を必要とする患者への対応に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、荻田義雄議員に趣旨弁明を求めます。――二十四番荻田義雄議員。

◆二十四番（荻田義雄） （登壇）意見書第二号、「医療制度改革」における難病患者等長期治療を必要とする患者への対応に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第二号

「医療制度改革」における難病患者等長期治療を必要とする患者への対応に関する意見書（案）

政府は、「医療制度改革関連法案」を閣議決定し、国会に提出されたところである。

難病は、その時代の医療水準や社会事情等によって変化するものではあるが、一般的には不治の病と捉えられることが多く、難病患者は、病気の原因の不明や、治療方法も必ずしも解明されていないこと等から、医学的に治りにくく、多大な精神的苦痛を負っている。

また、治療方法が確立されているものであっても、病気の慢性化による長期治療を余儀なくされ、経済的に過重な負担となることが多いため、障害を残したままとなり、社会復帰が極度に困難となることもある。

よって、国におかれては、国民の信頼と安心を強化するため、次の事項に特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 高齢者の患者負担増に係る難病患者等へ配慮すること。
- 2 高額医療費の自己負担限度額改正に際し、低所得の難病患者等へ配慮すること。
- 3 保険診療と保険外診療との併用による、患者負担増に係る難病患者等へ配慮すること。
- 4 医療提供体制整備について、難病患者も対象とし、スムーズな在宅療養移行へ配慮すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年三月二十四日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（秋本登志嗣） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） ただいま荻田義雄議員から提案されました意見書第二号、「医療制度改革」における難病患者等長期治療を必要とする患者への対応に関する意見書案に賛成します。

○議長（秋本登志嗣） 三十二番高柳忠夫議員。

◆三十二番（高柳忠夫） ただいま荻田義雄議員から提案されました意見書第二号に賛成します。

○議長（秋本登志嗣） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二号については、二十四番荻田義雄議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（秋本登志嗣） 次に、四十七番梶川虔二議員より、意見書第三号、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。――四十七番梶川虔二議員。

◆四十七番（梶川虔二）（登壇）意見書第三号、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第三号

高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を求める意見書（案）

高次脳機能障害は、医療や福祉制度ではそのニーズに十分対応できていない状況にある。そこで、高次脳機能障害者への具体的な支援方策を検討すべく、二〇〇一年度から厚生労働省を通じ高次脳機能障害支援モデル事業が実施され、高次脳機能障害に対する社会的認知を飛躍的に高め、その対応方法についても多大な成果を上げた。この成果が今後の支援策に速やかにかつ適切に反映されることを、全国の当事者及び家族は期待して注視している。

モデル事業を通じ、高次脳機能障害は、脳の損傷の後遺症によるものであることから外見上障害あることが理解されず、既存の福祉サービスで対応できる障害ではないことが再認識されたところである。また、多くの高次脳機能障害者は他の障害と重複しており、対応の難しさなどが指摘され、高次脳機能障害者に対する理解の普及と特別かつ永続的な支援体制づくりが不可欠であることが明らかになった。

よって、国におかれては、高次脳機能障害支援モデル事業の成果を踏まえ、高次脳機能障害を有する方の支援体制の確立をめざし、次の事項の施策を強力に進めるよう強く要望する。

1 モデル事業の成果を、速やかに全国に普及させるとともに、モデル事業の一般施策化に向け、その成果が十分に活かせるよう周知・啓発や体制整備の充実に対して必要な予算措置を行うこと。

2 障害が見過ごされ、適切なりハビリや支援が行われず、谷間に置かれた障害者が発生することのないよう、高次脳機能障害の障害認定を全国の医療機関が確実に行えるよう周知すること。

3 高次脳機能障害者について適性とニーズに応じた支援ができる体制を提供できるようにするため、支援コーディネーターを含めた専門的な人材の養成・確保を図ること。

4 高次脳機能障害者・家族の多様な障害の実態に応じて、相談を行い、的確な助言・支援をするため、高次脳機能障害について専門的な知見や人材を有し、十分な支援体制を提供できるよう機関（高次脳機能障害支援センター）を全国的に整備すること。

5 高次脳機能障害者の社会復帰の促進を図るため、ジョブコーチ支援等の就労支援を充実するとともに、雇用率制度のカウントの対象にすることを検討すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年三月二十四日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（秋本登志嗣） 二番吉田勝亮議員。

◆二番（吉田勝亮） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第三号、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を求める意見書案に賛成します。

○議長（秋本登志嗣） 九番田中美智子議員。

◆九番（田中美智子） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第三号、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を求める意見書案に賛成いたします。

○議長（秋本登志嗣） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第三号については、四十七番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（秋本登志嗣） 次に、二十番畠真夕美議員より、意見書第四号、抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、畠真夕美議員に趣旨弁明を求めます。――二十番畠真夕美議員。

◆二十番（畠真夕美） （登壇）意見書第四号、抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。
意見書第四号

抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書（案）

都市農業は、消費者に新鮮で安全な農作物を供給するとともに、緑地としての環境保全、市民との交流を通じたコミュニティの形成、災害時の緊急避難場所など多面的な機能を担ってきた。近年、街づくりを進めていく上で、都市農業の果たしてきた役割が再評価されるようになり、当議会は「県民共有の財産」として農地・農業を後世に残すことが、街づくりの重要な課題であると認識する。

国政においては平成十一年に成立した「食料・農業・農村基本法」で、都市農業の振興が国の責務であると初めて明記されたところであるが、生産緑地法や都市計画法、相続税納税猶予制度など都市農業関連の現行法制や税制の根幹部分は、「宅地化優先」の価値観を色濃く残したままであり、国の取り組みは、なお不十分であると言わざるを得ない。

よつて、国におかれては、都市農業者が安心して営農に取り組めるよう、次の事項について抜本的な都市農地保全・農業振興に取り組むよう強く要望する。

1 都市計画法、生産緑地法、相続税納税猶予制度などの都市農地関連の法制・税制などを見直し、新法制定も視野に入れた抜本的な都市農地政策を確立すること。

2 都市農地関連税制の見直しに際しては、市街化区域内に農地を持つ農家が希望を持って持続的に農業を営むことのできる仕組みに再構築すること。

3 多様な担い手の育成確保については、定年退職者、離職者や、ニート・フリーターなどの就農を促進するなど新たな支援策を検討すること。

4 学校給食と農家の提携など都市部における「地産地消」を拡充するとともに、農業体験農園・市民農園など市民参加型農業、農業体験学習などを通じた食育を推進すること。

5 右記の政策課題に対処するため、農林水産省、総務省、国土交通省、財務省など関係府省による都市農業政策の横断的な検討機関を設置し、平成十八年度中に成案を得ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年三月二十四日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（秋本登志嗣） 十八番田中惟允議員。

◆十八番（田中惟允） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第四号、抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書案に賛成します。

○議長（秋本登志嗣） 三十一番田尻匠議員。

◆三十一番（田尻匠） ただいま畠真夕美議員から提案をされました意見書第四号、抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書案に賛成をいたします。

○議長（秋本登志嗣） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第四号については、二十番畠真夕美議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（秋本登志嗣） 次に、十三番中野雅史議員より、決議第一号、平城遷都一三〇〇年記念事業の推進に関する決議の動議が提出されましたので、中野雅史議員に趣旨弁明を求めます。――十三番中野雅史議員。

◆十三番（中野雅史） （登壇）決議第一号、平城遷都一三〇〇年記念事業の推進に関する決議（案）につきましては、決議案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

決議第一号

平城遷都一三〇〇年記念事業の推進に関する決議（案）

西暦二〇一〇年、奈良の都平城京が誕生して、一三〇〇年を迎える。

平城京とその時代は、日本文化形成の重要な礎となり、同時に東アジアを窓口とする国際交流が本格化した場所及び時代である。

このような認識のもと、平城遷都一三〇〇年記念事業（一三〇〇年記念事業）が計画され、西暦二〇一〇年には、平城宮跡をはじめ奈良県全域で、「歴史文化との対話と交流」をテーマとする文化交流イベントや国際的な会議が開催されることとなった。

この一三〇〇年記念事業の実施は、世界遺産や文化財の集積地である本県の魅力を余すことなく国の内外に情報発信できる絶好の機会であるとともに、日本及び日本文化のアイデンティティを再発見、さらに人類共通の課題である国際平和に向けた異文化の相互理解に取り組む機運を高める契機となるものであり、地域的、文化的、経済的意義は極めて大きい。

よって、本県議会は、この一三〇〇年記念事業を国家的、国民的な事業として実現させるため、政府をはじめ関係機関に対して、県当局と協力して働きかけを行い、その成功に向けて、県民とともに全力で取り組むものである。

以上、決議する。

平成十八年三月二十四日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（秋本登志嗣） 十九番藤本昭広議員。

◆十九番（藤本昭広） ただいま中野雅史議員から提案されました決議第一号案に賛成します。

○議長（秋本登志嗣） 三十番岩城明議員。

◆三十番（岩城明） ただいま中野雅史議員から提案されました決議第一号、平城遷都一三〇〇年記念事業の推進に関する決議案に賛成します。

○議長（秋本登志嗣） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

決議第一号については、十三番中野雅史議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（秋本登志嗣） 次に、本日、知事から議案一件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第二百三十七号

平成十八年三月二十四日

奈良県議会議長 秋本登志嗣殿

奈良県知事 柿本善也

議案の提出について

議第一〇九号 教育委員会の委員の任命について

以上のとおり提出します。

△議第九号

教育委員会の委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四条第一項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成十八年三月二十四日提出

奈良県知事 柿本善也

記

松本真理子

矢和多忠一

○議長（秋本登志嗣） 次に、平成十七年度議案、議第九号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

平成十七年度議案、議第九号「教育委員会の委員の任命について」は、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

○議長（秋本登志嗣） 次に、二十八番辻本黎士議員ほか六名から、平成十八年度議案、議第五十号「奈良県議会会議規則の一部を改正する規則」の議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

お諮りします。

本案については、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

平成十八年度議案、議第五十号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

○議長（秋本登志嗣） 次に、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十四条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

△議員派遣の件

平成十八年三月二十四日

次のとおり議員を派遣します。

一 第五十七回全国植樹祭

(一) 目的

森林に対する愛情を培い、国土の保全、森林資源の確保、環境緑化の推進に寄与する活動に参画する。

(二) 場所

岐阜県下呂市 南飛驒健康増進センター

(三) 期間

平成十八年五月二十日（土）～五月二十一日（日）

(四) 参加者

小泉米造

二 北米地方行政調査派遣

(一) 目的

本県の重要課題のうち、防災対策、農業政策、都市再開発事業等について、北米地方の先進事例を調査し、県政の推進と県民の福祉の向上に資する。

(二) 場所

アメリカ合衆国

(三) 期間

平成十八年五月二十一日（日）～五月二十九日（月）までの九日間

(四) 参加者

森山賀文 田中惟允 上松正知
岩城 明 田尻 匠 山下 力

○議長（秋本登志嗣） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった請願二件を除き、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（秋本登志嗣） これをもって、平成十八年二月第二百七十八回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（秋本登志嗣） （登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る二月二十七日に開会いたしました本定例会も、付議されました平成十八年度予算案をはじめ、条例の制定等の議案及び県政の重要課題について、終始熱心に調査、審議をいただき、上程された議案は、継続審査となりました請願二件を除き、すべて滞りなく議了し、ここに無事閉会の運びとなりましたことは、誠に同慶にたえません。

これもひとえに議員各位のご協力のたまものと、心から感謝を申し上げます。

また、知事はじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものでございます。

さて、新年度を間近に控え、皆様におかれましては公私ともにご多忙のことと存じますが、時節柄、どうぞ健康には十分ご留意をいただき、県勢発展のため一層のご活躍を賜りますように心からお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し厚くお礼を申し上げます。閉会の言葉といたします。

◎知事（柿本善也） （登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る二月二十七日に開会されましたこのたびの定例県議会におきましては、平成十八年度一般会計・特別会計予算案をはじめ多数の重要案件につきまして、長期間にわたり慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認をいただきまして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、県政のため誠に同慶にたえないところでございます。

ここに成立を見ました平成十八年度予算を適正かつ円滑に執行いたしますことはもとより、先ほどの予算委員長報告及びただいま議長お述べのご趣旨に即しますとともに、本会議並びに各委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご提案等につきましては、これを尊重いたしまして、今後の県政運営に遺憾のないよう努めてまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、ご健康に留意いただきまして、今後とも県勢発展のため一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げます、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後二時十六分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	秋本登志嗣
同 副議長	辻本黎士
署名議員	山下 力
署名議員	山本保幸
署名議員	中村 昭